

## 千葉市グループホーム家賃助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）における居住に要した費用（以下「家賃」という。）の一部を助成（以下「助成」という。）することにより、グループホームに入居する者（以下「入居者」という。）の経済的負担の軽減を図り、もって、その自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱に基づき助成を受けることができる入居者（以下「対象者」という。）は、法第29条第1項の規定により本市が訓練等給付費を支給している者又は法第30条第1項の規定により本市が特例訓練等給付費を支給している者のうち、指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）から、家賃を徴されている者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付を受けている者は除く。

### (助成の対象経費及び助成額)

第3条 助成の対象となる経費は、入居者が負担する費用のうち、事業者へ支払った家賃とし、当該指定共同生活援助に係る利用者負担額、食材料費、光熱水費、日用品費、共益費、管理費、敷金、礼金、保証金及びその他諸経費等を除く。

- 2 前項に規定する経費に対する助成額は、入居者1人当たり月20,000円を上限とし、1月当たりの入居者が負担した家賃を2で除して得た額と20,000円を比して少ない方の額とする。ただし、政令第17条第4項に規定する者であり、かつ、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費又は法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費（以下「特定障害者特別給付費等」という。）の支給を受けることが可能な者にあつては、この要綱に基づく助成よりも特定障害者特別給付費等の支給を優先して受けることとし、入居者が負担した家賃から特定障害者特別給付費等の額を控除した残額を2で除して得た額と10,000円を比して少ない方の額とする。

- 3 前項に規定する助成額の算定において、円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

### (助成の期間)

第4条 助成の期間は、次条に定める申請のあった日の属する月から、第2条に規定する助成対象者でなくなった日の属する月までとする。

### (助成の申請)

第5条 この要綱に基づき助成を受けようとする入居者（以下「申請者」という。）は、「千葉市グループホーム家賃助成申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に、当該入居に係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する家賃の額が明記された書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、「千葉市グループホーム家賃助成手続に関する委任状」（様式第2号）を申請書に添付することにより、前項に規定する行為を他の者に委任することができる。

### (助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があつたときは、速やかに内容を審査し、

助成を決定したときは、「千葉市グループホーム家賃助成決定通知書」（様式第3号）により、また、申請を却下したときは、「千葉市グループホーム家賃助成申請却下通知書」（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成の方法）

第7条 前条の規定により助成を決定した者（以下「受給者」という。）に対する助成の方法は、次の表に掲げる区分により支給するものとし、原則として支給月の末日までに口座振替で行う。

期別	助成期間	支給月
第1期	4月から 7月まで	8月
第2期	8月から 11月まで	12月
第3期	12月から 3月まで	4月

2 受給者は、前項に規定する支給月の5日（以下「期限」という。）までに、「千葉市グループホーム家賃助成受給者現況報告書」（様式第5号。以下「現況報告書」という。）に、当該期における助成期間に係る家賃の領収証の写し又はこれに類する書類の写しを添付し、市長へ報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは支給しない。

- (1) 現況報告書の提出がないとき
- (2) 家賃の支払いを滞納しているとき
- (3) その他、市長が認めるとき

4 前項の規定にかかわらず、第2項に規定する期限の翌日以降に、受給者から現況報告書が提出されたときの助成は、当該現況報告書を受理した日の属する月の翌月末までに支給するものとする。

5 第5条第2項の規定は、本条第2項に規定する報告についても準用する。

（受給者の届出義務等）

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに「千葉市グループホーム家賃助成変更届」（様式第6号。以下「変更届」という。）に変更する内容を証する書類の写しを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第2条に規定する対象者の要件が継続する場合に限る。

- (1) 家賃が改定されたとき。
- (2) 新たに特定障害者特別給付費等の支給があったとき。
- (3) 特定障害者特別給付費等の額の変更があったとき。
- (4) 振込先金融機関を変えたとき。
- (5) その他、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受給者は、第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに「千葉市グループホーム家賃助成資格喪失届」（様式第7号。以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

3 第5条第2項の規定は、本条に規定する届出についても準用する。

（助成の変更）

第9条 市長は、受給者から前条第1項に規定する変更届が提出されたときは、速やかに「千葉市グループホーム家賃助成決定内容変更通知書」（様式第8号）により、その旨を当該受給者へ通知する。

（助成の取消）

第10条 市長は、受給者が虚偽、その他不正な行為により助成を受けたことが認められたときは、当該受給者の助成を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成を取り消したときは、「千葉市グループホーム家賃助成決定取消通知書」(様式第9号)により受給者に通知するとともに、当該受給者に対する以後の助成を行わない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第2項の規定により助成を取り消したときは、当該受給者に対し、「千葉市グループホーム家賃助成額返還通知書」(様式第10号)により助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(助成の特例)

第12条 受給者が第4条に規定する助成期間の途中において、第8条第2項に規定する喪失届を提出したときの助成の方法は、「千葉市グループホーム家賃助成額請求書」(様式第11号)により行う。

2 第5条第2項の規定は、前項に規定する請求についても準用する。

(受給権の保護)

第13条 助成を受ける権利は、他の者に譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(台帳の整備等)

第14条 市長は、この要綱に基づく助成の実施状況を、「千葉市グループホーム家賃助成受給者台帳」(様式第12号)により整備する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者に対して行われた申請若しくは届出で、この要綱施行の際現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの

者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に、改正前の要綱第6条の規定による助成の決定を受けている者は、施行日に改正後の要綱第6条の規定による助成の決定を受けたものとみなす。この場合において、助成額は、入居者1人当たり月20,000円を上限とし、1月当たりの入居者が負担した家賃を2で除して得た額と20,000円を比して少ない方の額とする。ただし、政令第17条第4項に規定する者であり、かつ、特定障害者特別給付費等の支給を受けることが可能な者にあつては、この要綱に基づく助成よりも特定障害者特別給付費等の支給を優先して受けることとし、入居者が負担した家賃から特定障害者特別給付費等の額を控除した残額を2で除して得た額と10,000円を比して少ない方の額とする。
- 3 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定（ただし、前項の規定を除く。）により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。ただし、様式第3号、第4号及び第8号から第10号については、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉県グループホーム家賃助成申請書

（あて先）千葉市長

次のとおり、助成を受けたいので申請します。

入居者 （対象者）	障害福祉サービス 受給者証番号		※既に支給決定を受けている方のみ			
	フリガナ					
	氏名					
	個人番号					
	生年月日		明・大・昭・平	年	月	日
	住所					
	連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —			
		電子メールアドレス	@			
	各種手帳の 所持状況	身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	番号		
		療育手帳	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	番号		
精神障害者保健福祉手帳		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	番号			
保護者 <small>※入居者が18歳未満の場合</small>	氏名			入居者からみた続柄		
	住所	※入居者と同一の住所の場合、記入不要です。				
提出者	氏名・住所		<input type="checkbox"/> 入居者（対象者）に同じ <input type="checkbox"/> 入居者（対象者）以外（別添 千葉県グループホーム家賃助成 手続に関する委任状（様式第2号）のとおり）			
グループホーム	名称・所在地					
	入居日		年	月	日	
	家賃	月額	円	入居月	円	
特定障害者 特別給付費等	特定障害者特別給付費（又は特例特別障害者給付費）の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
	（有の場合）支給額		月額	円	入居月	円
振込先口座	フリガナ					
	口座名義人					
	金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫	支店		
	預金種別		口座番号			
添付書類	1 入居に係る賃貸借契約書又は家賃の額が記された書類の写し 2 障害福祉サービス受給者証の写し※既に支給決定を受けている方のみ 3 千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状（様式第2号）※入居者と提出者が異なる場合					

※同意書 別紙のとおり

千葉グループホーム家賃助成申請書に係る同意書

(あて先) 千葉市長

- 私は、千葉市グループホーム家賃助成の支給決定に際して、生活保護法による生活保護の受給状況及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給状況について、千葉市が必要な範囲で調査することに同意します。

平成 年 月 日

※ 申請者本人又は代理人による署名をお願いします。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_

(申請者本人との続柄 \_\_\_\_\_)

## 千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状

（あて先）千葉市長

助成を受けるための以下の行為を下記のとおり委任します。

### 記

- 1 委任する者 氏名 (※)  
(対象者) 住所

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

- 2 受任する者 氏名  
住所  
委任者から見た関係（続柄）  
電話番号（携帯電話など平日、日中の連絡先） — —  
電子メールアドレス @

- 3 委任する内容

※当する□の中に「レ」点記入してください。	
<input type="checkbox"/>	千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第5条第1項に規定する申請手続
<input type="checkbox"/>	千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第7条第2項に規定する現況報告手続
<input type="checkbox"/>	千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第8条第1項及び第2項に規定する家賃助成の届出
<input type="checkbox"/>	千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第12条第1項に規定する家賃助成の請求
<input type="checkbox"/>	その他（ ）



年 月 日

## 千葉県グループホーム家賃助成決定通知書

(受給者氏名) 様

千葉県長 印

年 月 日付けで申請のあった助成については、次のとおり決定しましたので、千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第6条の規定により、通知します。

申請時の内容	家賃	月額	円	入居月	円	
	特定障害者特別給付費等	支給の有無		(有無)		
決定内容	助成額	月額	円	入居月	円	
	支給開始月	年 月 ( 年 月分の助成から適用)				
	振込先	口座名義				
		金融機関名	銀行 信用金庫	支店		
		預金種別		口座番号		
	支給月	8月、12月、4月				
	グループホーム	名称				
		所在地				
	備考					

(注意) この通知を受けた方は、上記支給月の5日までに、千葉県グループホーム家賃助成受給者現況報告書(様式第5号)を提出ください。

## 審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県グループホーム家賃助成申請却下通知書

（申請者氏名） 様

千葉市長

印

年 月 日付けで申請のあった千葉県グループホーム家賃助成の申請については、次の理由により却下しましたので、千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第6条の規定により、通知します。

却下の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県グループホーム家賃助成受給者現況報告書

（あて先）千葉市長

千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

受給者氏名			
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —	
	電子メールアドレス	@	
提出者		<input type="checkbox"/> 受給者に同じ <input type="checkbox"/> 受給者以外（別添 千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状（様式第2号）のとおり）	
入居しているグループホーム	名称 ・ 所在地		
受給対象年度・対象区分		年度 第 期分	
家賃総支払額		円（①と②の合計）	
内 訳	家賃支払対象月	①代理受領により事業者へ支払われた金額	②あなたが実際に事業者へ支払った金額
	月分	円	円
	月分	円	円
	月分	円	円
領収書等の証明書類の有無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	

（注1）上記の家賃にかかる領収書等の証明書類を添付すること。ただし、証明書類が用意できないときは、以下の欄に家賃徴収者の証明を受けてください。

（注2）受給者と提出者が異なる場合、千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状（様式第2号）を添付のこと。

家賃徴収者の証明欄	上記の記載内容どおり、家賃を徴収したことを証明します。
	年 月 日
	(グループホームの名称)
	(職・氏名) <span style="float: right;">印</span>

千葉県グループホーム家賃助成変更届

（あて先）千葉市長

千葉県グループホーム家賃助成実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

受給者氏名								
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —						
	電子メールアドレス	@						
提出者		<input type="checkbox"/> 受給者に同じ <input type="checkbox"/> 受給者以外（別添 千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状（様式第2号）のとおり）						
入居しているグループホーム		名称						
		所在地						
変更事項（変更する項目のみ記入）								
変更項目		変更前			変更後			
家賃		月額	円	月額	円			
特定障害者特別給付費等		月額	円	月額	円			
口座振込先金融機関		口座名義				口座名義		
			銀行信用金庫		支店	銀行信用金庫		支店
		預金種別		口座番号		預金種別		口座番号
上記の変更の生じた日とその理由		年 月 日						
		※該当する□の中に「レ」を記入してください。						
		<input type="checkbox"/> 家賃の改定						
		<input type="checkbox"/> 特定障害者特別給付費等の受給開始						
		<input type="checkbox"/> 特定障害者特別給付費等の変更						
<input type="checkbox"/> 金融機関の変更								
<input type="checkbox"/> その他（ ）								

※受給者と提出者が異なる場合、千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状（様式第2号）を添付のこと。

### 千葉市グループホーム家賃助成資格喪失届

（あて先）千葉市長

千葉市グループホーム家賃助成実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり届出ます。

受給者氏名		
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —
	電子メールアドレス	@
提出者		<input type="checkbox"/> 受給者に同じ <input type="checkbox"/> 受給者以外（別添 千葉市グループホーム家賃助成手続に関する委任状（様式第2号）のとおり）
届出の理由		※該当する□の中に「レ」点を記入して下さい。 <input type="checkbox"/> グループホームを退去した。 ( <input type="checkbox"/> 他のグループホームへ転居 ・ <input type="checkbox"/> 自宅へ転居) <input type="checkbox"/> その他 [ ]
上記の理由が生じた日		年 月 日

※受給者と提出者が異なる場合、千葉市グループホーム家賃助成手続に関する委任状（様式第2号）を添付のこと。

年 月 日

千葉県グループホーム家賃助成決定内容変更通知書

(受給者氏名) 様

千葉市長

印

次のとおり、助成の内容を変更しましたので、千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第9条の規定により通知します。

届出時の内容	グループホーム	名称					
		所在地					
	家賃	月額		円	( 年 月分から)		
	特定障害者特別給付費等	月額		円	( 年 月分から)		
変更内容	助成額	月額		円	( 年 月分から)		
		ただし、 年 月分から 月分までは					
		月額		円			
	口座振込先金融機関	口座名義					
				銀行信用金庫		支店	
		預金種別			口座番号		
変更理由							

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県グループホーム家賃助成決定取消通知書

（受給者氏名） 様

千葉市長

印

千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり、助成を取り消しましたので通知します。

なお、この通知に係る既に支給した助成額の返還については、別途通知します。

記

取消の理由	
-------	--

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市グループホーム家賃助成額返還通知書

(受給者氏名) 様

千葉市長

印

千葉市グループホーム家賃助成事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり、あなたに支給した助成額の返還について通知します。

返還する額	円
-------	---

助成対象年度	年度	助成対象月数	か月分		
内 訳					
対象月	家賃助成の額	対象月	家賃助成の額	対象月	家賃助成の額
4月分	円	8月分	円	12月分	円
5月分	円	9月分	円	1月分	円
6月分	円	10月分	円	2月分	円
7月分	円	11月分	円	3月分	円
計①	円	計②	円	計③	円
合計	計① + 計② + 計③ =				円
助成対象期間中 に入居していた グループホーム	名 称				
	所 在 地				
返 還 の 理 由					

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



千葉県グループホーム家賃助成額請求書

(あて先) 千葉市長

千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱第12条の規定により、請求します。

受給者	氏名			
	住所			
	連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先) — —	
電子メールアドレス		@		
提出者	<input type="checkbox"/> 受給者に同じ <input type="checkbox"/> 受給者以外 (別添 千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状 (様式第2号) のとおり)			
助成対象期間中に 入居していた グループホーム	名称 ・ 所在地			
受給対象年度・対象区分	年度 第 期分			
助成請求額	円 (③の合計)			
内訳	家賃支払対象月	①代理受領により事業者へ支払われた金額	②あなたが実際に事業者へ支払った金額	③あなたが実際に事業者へ支払った金額の1/2(②の1/2)
	月分	円	円	円
	月分	円	円	円
	月分	円	円	円
	月分	円	円	円
口座振込先 金融機関	口座名義			
		銀行 信用金庫		支店
	預金種別		口座番号	
領収書等の証明書類の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			

(注1) 上記の家賃にかかる領収書等の証明書類を添付すること。ただし、証明書類が用意できないときは、以下の欄に家賃徴収者の証明を受けてください。

(注2) 受給者と提出者が異なる場合、千葉県グループホーム家賃助成手続に関する委任状 (様式第2号) を添付のこと。

家賃徴収者の証明欄	上記の記載内容どおり、家賃を徴収したことを証明します。
	年 月 日
	(グループホームの名称)
	(職・氏名)
	印

様式第12号(第14条)

千葉県グループホーム家賃助成受給者台帳

受給者	障害福祉サービス受給者証番号					
	氏名					
給	生年月日		明・大・昭・平 年 月 日			
	各種手帳の所持状況	身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	番号		
		療育手帳	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	番号		
		精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	番号		
申請年月日		年 月 日		届出者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 委任( )	
者	グループホーム	名称				
		所在地				

受給者(申請者)に対する処分							
	年月日	助の成額	振込先				
			金融機関	支店	預金種別	口座番号	口座名義
決定							
変更	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
取消		理由					
喪失		理由					

助成の支給記録(上段:支給額、下段:支給日)							
年度	定期支給(第7条)			随時支給(第12条)			計
	第1期分	第2期分	第3期分	1期分	2期分	3期分	
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円

記事	
----	--